

創刊号

平成19年6月
発行

年金 だより



もくじ

2 ● トピックス

一元的処理が開始されました。
平成19年度の年金額のお知らせ

3-4 ● こんな時には届出を

5-10 ● 平成19年4月改正の 共済年金制度について

10-12 ● 市町村連合会からのお知らせ

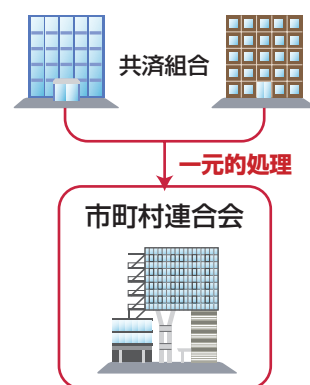
発行にあたって

長期給付事業の一元的処理を行うにともない、年金受給者のみなさまへ年に2回、広報誌「年金だより」を配付します。今後は年金の情報はじめ、みなさまに役立つ情報もお知らせしたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

トピックス

一元的处理が開始されました。

年金財政基盤を強固にし、安定的に年金を支給すること、事務の効率化や組合員・年金受給権者のみなさまへのサービス向上をはかることなどを目的として、平成19年4月から、市町村職員共済組合および都市職員共済組合（「共済組合」）で行われていた長期給付事業（年金業務）を全国市町村職員共済組合連合会（「市町村連合会」）で一元的に処理し、市町村連合会が共済年金の決定・支払いを行っています。



平成19年度の年金額のお知らせ

平成19年度の年金額については据え置きとなります。

年金額の変更のない年金受給権者の方には、
年金改定証書は送付していません。

総務省より平成18年平均の全国消費者物価指数が公表されました。物価変動率は前年比プラス0.3%でした。一方、名目手取り賃金変動率は前年度比0.0%となりました。

年金額は、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率がマイナスとならない場合に、名目手取り賃金変動率で改定することが法律で定められています。

平成19年度は、名目手取り賃金変動率が0.0%であったため改定率は0.0%になり、年金額については、平成18年度と同額になります。



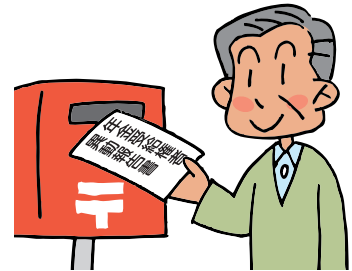
こんな時には届出を

1 氏名・住所・受取金融機関を変更するとき

氏名や住所、年金の受取金融機関の変更については、「年金受給権者異動報告書」を提出する必要があります。

提出が遅れますと、年金の支給が遅れることや、郵便物が届かなくなることがありますのでご注意ください。また、転居の際は併せて郵便局に転居届をご提出ください（1年間、旧住所あての郵便物が新住所に無料で転送されます。）。

「年金受給権者異動報告書」の用紙については、共済組合までご請求ください。



※必要な添付書類

- 氏名変更の場合は 年金証書および戸籍抄本
 住所変更の場合は 住民票の写し
 金融機関変更の場合は 口座名義および口座番号の確認できる預貯金通帳の写し
 （報告書に金融機関の確認印の押印がある場合は不要です）

2 加給年金額対象者^{※1}の異動に関する届出について

加給年金額の加算を受けている年金受給権者の「加給年金額対象者」について、下記の事由^{※2}が発生したときは、共済組合に「加給年金額改定・支給停止・支給停止解除届出書」を提出してください。

届出用紙は、電話などで共済組合に請求されるか、ホームページからダウンロードすることで入手することができます。



※1 加給年金額対象者とは・・・

年金受給権を取得したとき、もしくは定額部分の支給開始年齢に到達したときに、年金受給権者の収入によって生計を維持している方のうち、下記の条件に当てはまる方が該当します。

【退職共済年金（組合員期間が原則20年以上の者）の受給権者の場合】

- ・65歳未満の配偶者
- ・大正15年4月1日以前に生まれた年金受給権者の配偶者
- ・18歳の誕生日の属する年度の年度末に達していない子
- ・20歳未満で障害等級が1級もしくは2級に該当する障害の状態にある子

【障害共済年金（障害等級が1級または2級の者）の受給権者の場合】

- ・65歳未満の配偶者
- ・大正15年4月1日以前に生まれた配偶者

※2 「加給年金額改定・支給停止・支給停止解除届出書」の提出が必要となる事由

- ・※1の状態でなくなったとき
- ・加給年金額対象者である配偶者が、退職共済年金、あるいは老齢厚生年金（加入期間が20年以上または20年以上とみなされるものに限ります。）または障害を給付事由とする年金（障害共済年金・障害厚生年金・障害基礎年金）を受給することになったとき
- ・加給年金額対象者が亡くなったとき
- ・配偶者と離婚したとき
- ・子が婚姻（養子縁組を含む）したとき、また養子縁組による子が離縁したとき

3 就職したとき・失業給付を受けようとするとき

●年金受給権者が公務員として再就職したとき

退職共済年金または障害共済年金の年金受給権者が公務員として再就職されると共済組合に加入することになり、翌月から退職共済年金または障害共済年金の一部または全額が支給停止になります。

この場合は、再就職した所属所を通じて「年金受給権者再就職届書（組合員用）」に年金証書を添付して届出してください。



●民間企業に再就職したり、議会議員に就任したとき

退職共済年金または障害共済年金の受給権者が民間企業等に再就職され、厚生年金保険、私立学校共済事業団の共済制度に加入されたとき、または、議会議員に就任されたときは、年金の額と給料（議員報酬）及び過去一年間の賞与の額によっては、当該年金制度に加入された日（議員に就任された日）の翌月から、年金の一部が支給停止になることがあります。

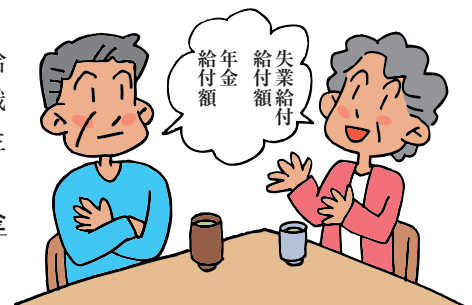
この場合は、共済組合に「年金受給権者再就職届書（他制度加入用）」を提出してください。



●雇用保険法による失業給付を受けようとするとき

65歳未満の方については、雇用保険法による失業給付（以下「失業給付」といいます。）を受給されますと、その金額の大小を問わず、退職共済年金が職域部分を除いて全額支給停止になります。同時に老齢厚生年金についても全額支給停止となります。

よって、雇用保険法による失業給付の申請に際しては、その給付額と年金受給額とを比較して、慎重に検討する必要があります。



なお、退職後の共済年金の受給額については共済組合に、老齢厚生年金の受給額については社会保険事務所に、失業給付の受給額については公共職業安定所（ハローワーク）におたずねください。

失業給付を受給されることになったとき、また失業給付の受給が終了したときは、共済組合に「雇用保険法給付との調整事由該当・非該当届」及び添付書類*を併せて提出してください。

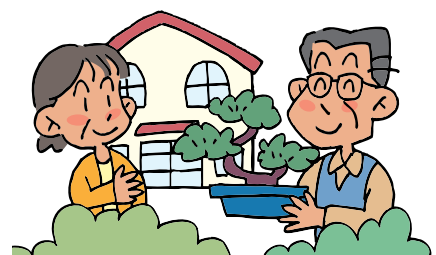
届出用紙は、電話などで共済組合に請求されるか、ホームページからダウンロードすることで入手することができます。

※必要な添付書類

- ・「雇用保険受給資格者証」の写し

ご注意ください

2・3の場合は、届出が遅れますと、年金が過払いとなり、後日返還していただくことがありますので、ご注意ください。

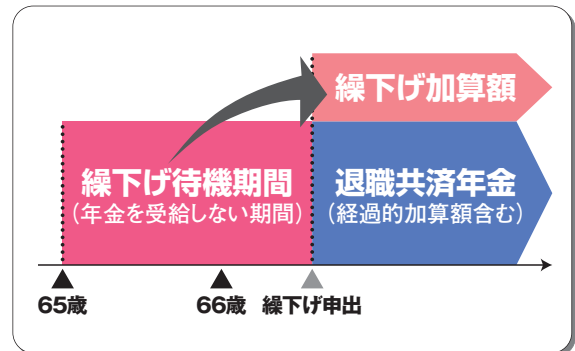


平成19年4月改正の共済年金制度について

退職共済年金の繰下げの申出を行うと 66歳以降に増額して受けられるようになります。

退職共済年金の支給繰下げ制度

平成19年4月1日以後に65歳になり、本来支給の退職共済年金（以下、「退職共済年金」といいます。）を受けられることができる方は、66歳前に当該退職共済年金の請求を行わず、66歳以後に支給の繰下げの申出をすることにより、その申出をした月の翌月から繰下げ加算額を上乘せした退職共済年金を受けることができます。



繰下げ加算額

繰下げ加算額は、退職共済年金の受給権発生日の属する月から繰下げの申出をした日の属する月の前月までの月数に応じて増額します。

$$\text{繰下げ加算額} = \text{退職共済年金額}^{(*)1} \times \text{増額率}^{(*)2}$$

※1 繰下げの申出をした時点の退職共済年金の額となります。ただし、仮に繰下げ申出を行わなかったとして、在職中等のため年金額の全部または一部が停止となる場合には、支給停止を適用した後の退職共済年金の額となります。

※2 $0.7\% \times$ 65歳の誕生日の前日の属する月から繰下げの申出をした日の属する月の前月までの月数(上限60月)

対象となる方

平成19年4月1日以後に65歳になり退職共済年金を受けられることができる方で、65歳から66歳までの間に退職共済年金の請求をされていない方

- ※ 60歳から65歳までの間、特別支給の退職共済年金を受けていた方も対象となります。
- ※ 遺族給付や障害給付の年金の受給権者である方は対象となりません。

手続き

65歳になり退職共済年金の支給を繰下げて受けようとする方は、66歳以後に所定の請求書及び申出書を共済組合に提出していただくこととなります。

なお、老齢厚生年金、老齢基礎年金等の支給の繰下げは、それぞれの制度ごとに申出をしていただくこととなります。

ご注意ください

退職共済年金の支給繰下げは、70歳到達後に申出をしても増額率は70歳到達月(70歳の誕生日の前日の属する月)の42%(60月)のままとなり、さらに70歳時点でさかのぼって受けることはできませんのでご注意ください。

離婚時の年金分割制度の導入について

離婚時の年金分割制度が導入されました。

平成19年4月1日以降に離婚した場合には、当事者の合意または裁判所の決定があれば、婚姻期間についての共済年金を分割（当事者双方の婚姻期間中の合計額の2分の1を上限）できます。

離婚時の年金分割制度は、次の条件に該当した場合に、当事者の一方からの請求により、婚姻期間中の共済年金の掛金納付記録（掛金の標準となった給料の額及び期末手当等の額（以下「標準給与額」といいます。）の記録）を当事者間で分割することができる制度です。

この分割制度により、共済年金の掛金納付記録を当事者間で分割した場合は、当事者それぞれの共済年金の年金額は、分割後の記録に基づき計算されます。

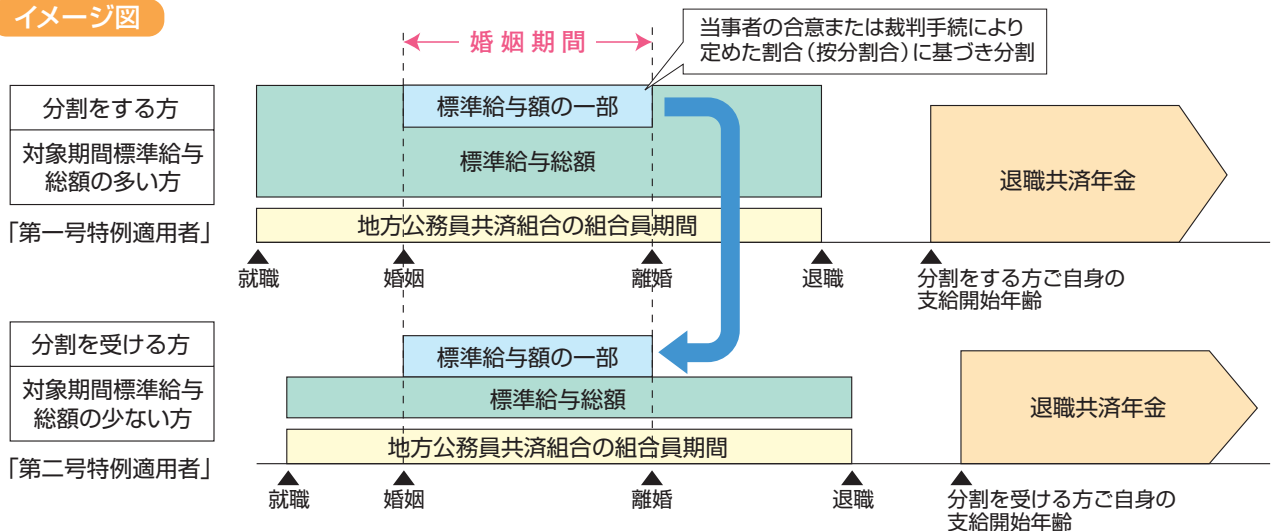
分割をした方

ご自身の共済年金の掛金納付記録から、相手方に分割をした記録を除いた、その残りの記録に基づき、年金額が計算されます。

分割を受けた方

ご自身の共済年金の掛金納付記録と相手方から分割された記録に基づき、年金額が計算されます。

イメージ図



注意事項

- ◆実際に分割後の記録に基づく共済年金を受けるには、ご自身の国民年金を含む公的年金制度の加入期間が25年以上あることや、生年月日に応じて定められている支給開始年齢に到達していることなどの受給要件を満たしていることが必要になります。分割したからといって、直ちに受給できるわけではありません。
- ◆按分割合の上限は50%とされ、下限は分割を受ける側の分割前の持ち分に当たる割合とされています。
- ◆年金分割の効果は、共済年金の報酬比例部分に限られ、国民年金の老齢基礎年金等には影響はありません。
- ◆現に共済年金を受けている場合は、年金分割の請求をした翌月から年金額が変更されます。

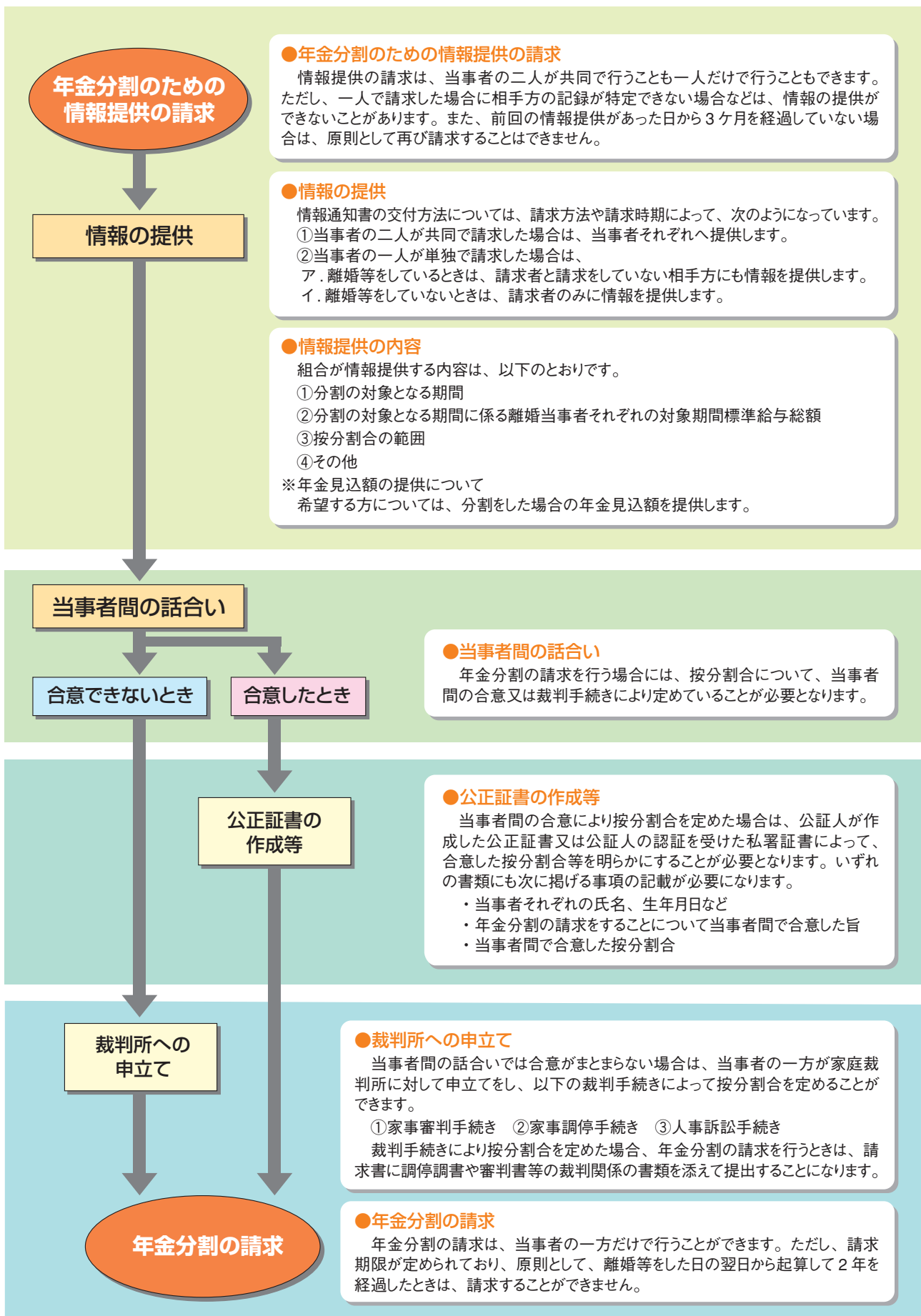
手続き

「離婚特例適用請求書」に戸籍謄本や分割割合を定めた必要書類を添付して共済組合へご提出ください。

- ※ 年金分割を請求するにあたっては、当事者の合意または裁判手続により按分割合（50%を上限）を定める必要があります。
- ※ 年金分割は、原則として、離婚をした日の翌日から2年以内に請求する必要があります。
- ※ 共済組合において、年金分割のために必要な按分割合等に関する情報提供を行っています。

手続きの流れ

(下図は、基本的な手続きの流れを示したものです。)



65歳以上の方の遺族共済年金の支給方法が見直されました。

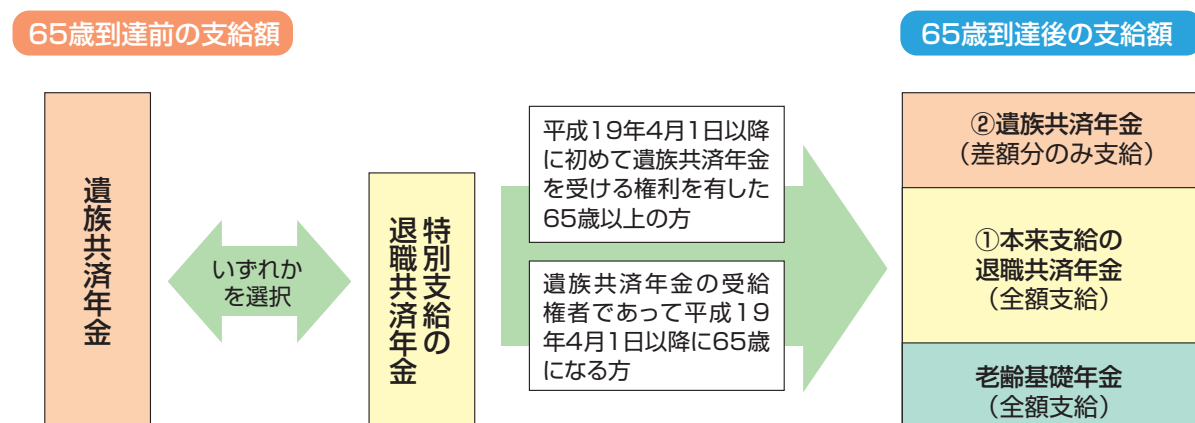
遺族共済年金の支給方法の見直し

65歳以上の方の遺族共済年金については、自らの保険料納付を確実に年金給付に反映する仕組みとする考え方から、

- ① ご自身の退職共済年金全額
- ② 遺族共済年金は、ご自身の退職共済年金等に相当する額が支給停止され、その差額を支給するという仕組みになりました。

※老齢基礎年金は全額支給されます。

〔例〕



対象となる方

平成19年4月1日以降に初めて遺族共済年金を受ける権利を有した65歳以上の方および平成19年4月1日前に遺族共済年金の受給権者であって平成19年4月1日以降に65歳になる方

70歳以上の民間企業に勤務されている方の退職共済年金の支給停止について

平成19年3月まで は、退職共済年金受給権者で民間企業等に勤務されている方（厚生年金保険加入者・私立学校教職員共済加入者）の年金と給与の調整（いわゆる所得制限）については、70歳未満の方のみが適用となっていました。

平成19年4月以降 は厚生年金が70歳以上の在職老齢年金を導入するのに併せて、70歳以上の方についても、所得制限が適用されることになりました（昭和12年4月1日以前生まれの方を除く）。

	60～69歳 (厚生年金加入)	70歳以上 (厚生年金未加入)
平成19年3月まで	所得制限	満額支給
平成19年4月以降	所得制限	所得制限

参考 民間企業等に再就職したときの所得による年金の支給停止

制度 退職共済年金または障害共済年金の受給権者が、厚生年金保険の被保険者、私立学校教職員共済制度の加入者、国会議員または地方議会議員（以下、「厚生年金保険の被保険者等」といいます。）である場合、その者の給与の月額（※1）と年金の月額（※2）を合計した額が48万円に達するまでは、給与と年金は併給され、48万円を超えるときは超える金額の1/2が年金から支給停止されることになります。年金の支給停止は、厚生年金保険の被保険者等になった月の翌月から行われることになります。

※1 標準報酬月額等と過去1年間の賞与等（各月の賞与等が150万円を超えるときは150万円）の1/12を合算した額
 ※2 職域年金相当部分及び加給年金額等を除いた額

手続き 再就職した場合は、すみやかに共済組合に「年金受給権者再就職届書（他制度加入用）」を提出してください。届出が遅れますと、年金が過払いとなり、後日返還していただくことがありますので、ご注意ください。

ご本人からの申出により、年金を受け取らないことができます。

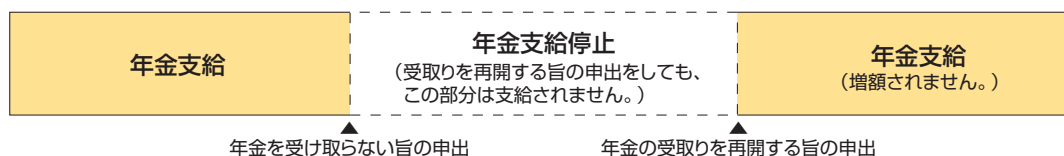
年金受給権者の申出による年金の支給停止

年金を受け取ることは、現役時代に保険料を納付したことに基づいて発生する権利ですが、ご本人からの申出により年金を受け取らないことも可能になりました。

詳しくは次のようになります。

- ・支給停止の申出をした翌月分から支給停止となります。
- ・支給停止の申出の撤回は、いつでも行うことができ、撤回をした月の翌月分から支給開始されます（支給停止されていた期間についてさかのぼって受給することはできません。また、撤回後の年金額は繰下げ制度とは異なり増額されることはありません。）
- ・年金の種類ごとに支給停止の申出・撤回を行うことができます。
- ・年金額の一部の停止はできません。

ご本人からの申出による年金の支給停止の仕組み



※この申出を行った場合には、年金はさかのぼって支給されません。また年金が増額されることはありません。

手続き

年金を受け取らない旨の申出、または年金の受取りを再開する旨の申出をするときは、所定の申出書を共済組合に提出していただくこととなります。

子のいない30歳未満の妻に対する 遺族共済年金の見直しについて

夫が死亡した際に30歳未満の妻に対する遺族共済年金は、平成19年3月までに受給権が発生した場合、再婚等でその受給権が消滅しない限り生涯受給することが可能でした。

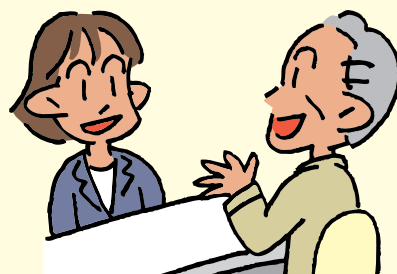
今回の改正により、平成19年4月以降に受給権が発生した遺族共済年金については、夫が死亡した際に30歳未満の妻に対する給付（子を養育していない場合に限る）は、就労可能性を考慮し5年間の有期給付となりました。

また、子を養育している場合にあっても、妻が30歳になる前に遺族共済年金と同一支給事由に基づく遺族基礎年金の受給権が消滅した場合、消滅した日から5年間の有期給付となりました。

市町村連合会からのお知らせ

どこでも年金相談サービス 開始のお知らせ

平成19年4月から、所属していた共済組合に関わらず、年金相談及び各種届出を市町村共済グループ（市町村職員共済組合・都市職員共済組合・全国市町村職員共済組合連合会）の全共済組合において、受付できるようになりました。



1. 相談受付時間

月曜日から金曜日（国民の休日及び年末年始の休日を除く）の午前9時から午後5時まで相談を受け付けています。

2. 相談受付内容について

年金の内容に関する相談や各種届出の受付の全般を行います。

なお、電話にて年金額等の相談・照会等をされる場合は、ご本人のみを対象とさせていただきますが個人情報保護の観点から回答は文書にて行いますのでご了承ください。

来庁での相談の場合は**本人確認ができる書類**※をご準備ください。

その他、詳しいことは、共済組合におたずねください。

※本人確認ができる書類は次のものが該当します。

年金証書、恩給証書、運転免許証、旅券、年金手帳（基礎年金番号通知書）、共済組合員証、健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード（住所が記載されているものに限る。）等のいずれか一点以上。

年金相談窓口電話番号一覧

(平成19年4月1日現在)

市町村職員共済組合	TEL	市町村職員共済組合	TEL
北海道市町村職員共済組合	011-232-5311	奈良縣市町村職員共済組合	0744-29-8266
青森縣市町村職員共済組合	017-723-6522	和歌山縣市町村職員共済組合	073-431-0154
岩手縣市町村職員共済組合	019-653-0557	鳥取縣市町村職員共済組合	0857-26-2342
宮城県市町村職員共済組合	022-263-6412	島根縣市町村職員共済組合	0852-21-9503
秋田縣市町村職員共済組合	018-862-5262	岡山縣市町村職員共済組合	086-225-7840
山形縣市町村職員共済組合	023-622-6900	広島縣市町村職員共済組合	082-228-6618
福島縣市町村職員共済組合	024-533-0011	山口縣市町村職員共済組合	083-925-6141
茨城県市町村職員共済組合	029-301-1414	徳島縣市町村職員共済組合	088-621-3522
栃木縣市町村職員共済組合	028-622-0573	香川縣市町村職員共済組合	087-851-6681
群馬縣市町村職員共済組合	027-290-1358	愛媛縣市町村職員共済組合	089-945-6317
埼玉県市町村職員共済組合	048-822-3307	高知縣市町村職員共済組合	088-823-3213
千葉県市町村職員共済組合	043-248-1117	福岡縣市町村職員共済組合	092-651-2511
東京都市町村職員共済組合	042-528-2193	佐賀縣市町村職員共済組合	0952-29-0333
神奈川県市町村職員共済組合	045-664-5422	長崎縣市町村職員共済組合	095-827-3140
山梨縣市町村職員共済組合	055-232-7311	熊本縣市町村職員共済組合	096-365-1900
新潟縣市町村職員共済組合	025-285-5413	大分縣市町村職員共済組合	097-532-1531
富山縣市町村職員共済組合	076-431-8034	宮崎縣市町村職員共済組合	0985-24-9081
石川縣市町村職員共済組合	076-263-3362	鹿児島縣市町村職員共済組合	099-256-6757
福井縣市町村職員共済組合	0776-52-7303	沖縄縣市町村職員共済組合	098-833-9101
長野縣市町村職員共済組合	026-228-5620	都市職員共済組合	TEL
岐阜縣市町村職員共済組合	058-277-1130	北海道都市職員共済組合	011-512-1770
静岡県市町村職員共済組合	054-202-4848	仙台市職員共済組合	022-214-1227
愛知県市町村職員共済組合	052-951-4596	愛知県都市職員共済組合	052-951-5233
三重縣市町村職員共済組合	059-228-6193	西宮市職員共済組合	0798-35-3334
滋賀縣市町村職員共済組合	077-525-5784	長崎市職員共済組合	095-825-5151 (内線)2251・2252
京都府市町村職員共済組合	075-431-0303	熊本市職員共済組合	096-328-2154
大阪府市町村職員共済組合	06-6941-4803	連合会	TEL
兵庫県市町村職員共済組合	078-321-0624	全国市町村職員共済組合連合会	03-5210-4608

■ 被用者年金制度の一元化法案が国会に提出されました。

被用者年金制度の一元化については、さる4月13日に「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、同日国会へ提出されました。

この法律案では、制度の安定性・公平性を確保し、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、共済年金制度を厚生年金制度に併せる方向を基本とし、民間被用者、公務員および私学教職員を通じて同一保険料、同一給付を実現することとされています。

■ 年金受給権者のみなさまの所得税・住民税について(税源移譲)

- 地方分権を進めるため、国(所得税)から地方(住民税)へ3兆円の税源が移譲されます。
- これにより、税金を納めている方のうち、ほとんどの方は、平成19年1月から年金にかかる所得税の源泉徴収税率が10%から5%に下がっていますが、6月頃に市区町村から通知のある住民税が増えることになります。
- 税源の移し替えなので、所得税と住民税を合わせた負担額は、原則としてこれまでと変わりません。

※ただし、景気回復による定率減税の廃止など、別の要因により実際の負担額が増えることがあります。住民税額など詳しくはお住まいの市区町村におたずねください。

■ 市町村連合会のホームページを一新しました。

長期給付事業の一元的処理のスタートに合わせて、4月1日より本連合会のホームページをリニューアルしました。

新たに「年金ガイド」のページを新設し、年金に関する手続きのご案内や制度についての解説、よくある質問(Q&A)などみなさまの知りたい共済年金の情報を掲載していきます。

また、一部の届出用紙のダウンロード機能も新設していますのでご利用ください。

アドレス：<http://www.shichousonren.or.jp/> (市町村連合会のトップページ)

<http://www.shichousonren.or.jp/pensioner/index.html> (年金ガイド)

■ 市町村連合会ではご意見、ご感想などをお待ちしています。

本誌では、12月発行予定の第2号以降、みなさまの声を掲載するページを設けて、本誌にお寄せいただいたご意見などを掲載するとともに今後の編集に役立てていきたいと考えています。

また、その他ご意見、ご感想などありましたら、

〒102-0084 東京都千代田区二番町2番地

全国市町村職員共済組合連合会年金部

までお便りをお寄せください。

年金だより

創刊号
平成19年6月

■発行 全国市町村職員共済組合連合会

〒102-0084 東京都千代田区二番町2番地 ☎03-5210-4609

ホームページアドレス：<http://www.shichousonren.or.jp/>